日本語指導教室関連支援事業助成金募集要項

この助成金は、(公財)長野県国際化協会が外国籍児童就学支援事業(サンタ・プロジ ェクト)で行っています。外国籍及び外国由来の児童生徒が小・中学校に就学できるよう、 日本語習得を支援するボランティア(グループや個人)、NPO 団体等に交付されます。

1 応募条件

- (1) 長野県内で外国籍及び外国由来の児童生徒が小中学校に就学できるよう、学習言語の習得や 補習を支援するなどの取り組みを行っているボランティア、NPO団体等
- (2) この助成金の申請後に開始する事業で、申請年度の2月末までに完了するものであること。 ※ 助成金の交付は、事業の完了した後です。
- (3) 外国籍児童就学支援事業(サンタ・プロジェクト)の「日本語学習コーディネート事業」 における学習支援コーディネーターとの連携により、効果的な日本語教室運営を進めるため、 申請においては、原則として事前に学習支援コーディネーターの支援を受けることが必要です。 また、交付決定後も上記コーディネーターの支援を継続して受けることとなります。

2 対象事業

対象事業は次の2事業です。

事業の受益者が外国籍及び外国由来の児童生徒であると認められる事業に限ります。

(1)日本語指導教室支援事業

国籍に関わらず外国籍及び外国由来の児童生徒が小中学校に就学できるよう、学習 言語の習得や補習を支援するなどの事業の運営。

- 〇 運営費
 - ① 対象となる経費例
 - ・会場使用料 ・会場の冷暖房料 ・使用する教材、副教材(成人用は除く)の購入費用、 教材等の作成費用
 - ② 対象とならない経費例
 - ・指導者等の謝金・旅費・日当、備品、飲食代、個人への日当、個人の所有物となる物品 の購入費等
- (2) 日本語指導教室設置支援事業

新たに日本語指導教室を開設し、国籍に関わらず外国籍及び外国由来の児童生徒が 小中学校に就学できるよう、学習言語の習得や補習を支援するなどの事業の運営。

- 〇 開設費
 - ① 対象となる経費例

 - ・賃金(開設に必要な作業スタッフの賃金) ・旅費(開設に必要な指導を行う有識者等)
 - 謝金(開設に必要な指導を行う有識者等)
- 通信運搬費(開設に必要な郵便代等)
- ・印刷製本費 (開設に必要な印刷費)
- 消耗品費(開設に必要な消耗品)
- ・備品費 (開設に必要な備品) 等
- 〇 運営費 (1) 日本語指導教室支援事業の経費例と同様です。

3 申請の受付

受付は年4回とし、期限は原則として、4月、7月、10月及び1月の末日(末日が土、日及び 祝祭日の場合はその前日)とします。申請の準備は、上記コーディネーターと相談の上行っていた だきます。

4 交付金の額

(1) 日本語指導教室支援事業

実際にかかった運営費のうち、5万円以内の額を交付します。

- (2) 日本語指導教室設置支援事業
 - ①開設費

日本語指導教室開設のために実際にかかった経費のうち、10万円以内の額を交付します。

②運営費

開設年度を含む2か年度は、実際にかかった運営費のうち、8万円以内の額を交付します。

5 応募方法

申請される方は、学習支援コーディネーターと相談の上、申請期間内に次の書類を(公財)長野県国際化協会に提出してください。

- ① 所定の申請書(様式第1号)
- ② 事業費が明らかにされたもの等必要資料

6 交付の決定

企画・審査委員会で検討して決定します。結果は、交付決定後に申請者あてご連絡します。 その後、次の事柄のあるときには、事前に(公財)長野県国際化協会に申請して承認を得てく ださい。

- ① 事業の内容を変更しようとするとき。
- ② 事業の中止をしようとするとき。
- ③ 事業が予定の期限までに完了しないとき。

7 事業完了後、交付金が交付されるまで

- (1) 事業が完了したときは、学習支援コーディネーターと相談の上、次の書類を(公財)長野県国際化協会に提出してください。※ 最終提出期限:申請年度2月末
 - ① 所定の完了報告書
 - ② 支出証拠書の写し(事業費が明らかにされたもの)
- (2) (公財)長野県国際化協会では、いただいた書類をもとに助成金の額を決め、申請者あてご連絡します。
- (3) 所定の用紙により、(公財) 長野県国際化協会に請求をしていただきます。 助成金は申請団体・者の指定口座に振り込まれます。
 - ※ ただし、事業の内容が、前もって申請いただいていたものと後から報告いただいたものとで 大きく異なっていた場合、交付金は交付されませんのでご留意ください。

8 その他

- (1) 交付結果については、公表します。
- (2) 提出いただいた各種書類は、お返ししません。
- (3) 申請書類に記載された個人情報は、審査以外の目的には使用しません。

- お問合せ先 -

(公財) 長野県国際化協会

〒380-8570 (県庁専用)

長野市南長野幅下692-2 長野県庁1階

Tel 026-235-7186 Fax 026-235-4738

E-mail: mail@anpie.or.jp